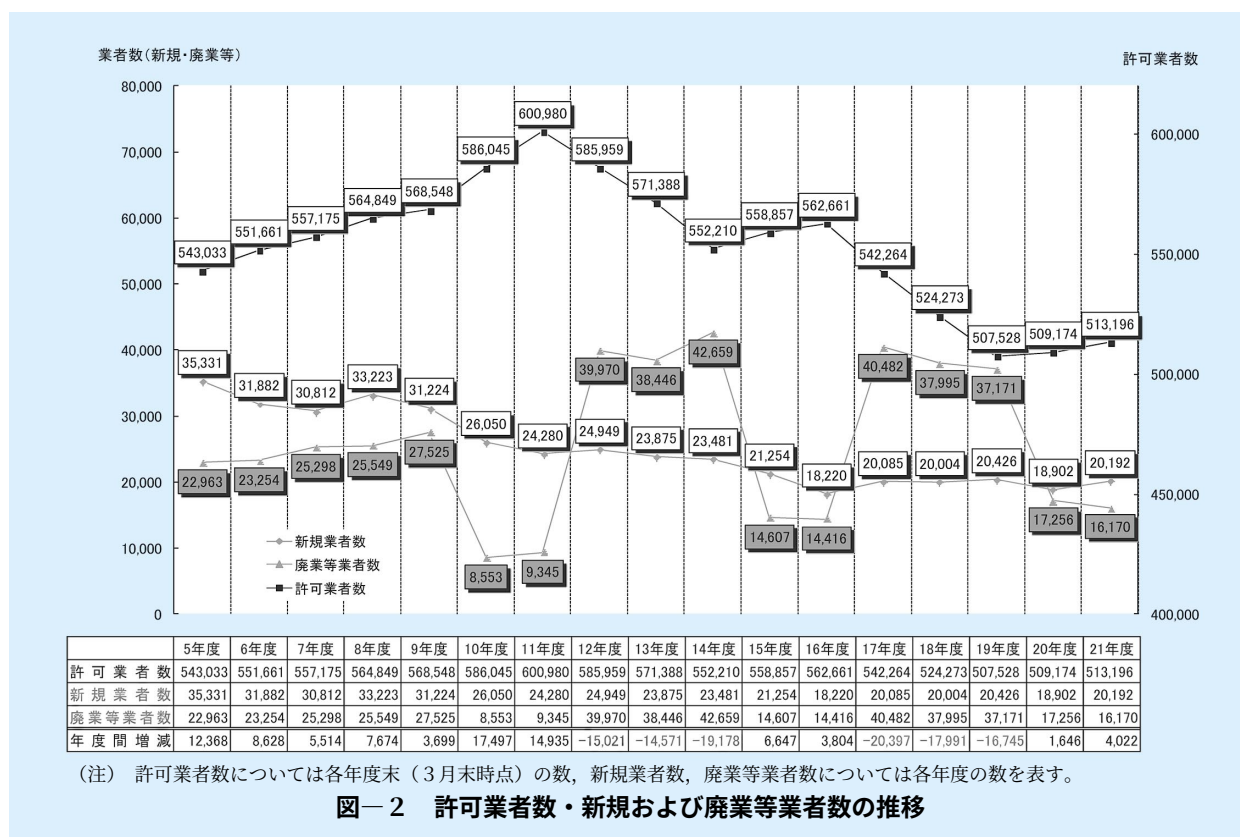




業者(▲14.6%)となった。

(3) 平成21年度における新規許可・廃業等の状況

① 新規許可

平成21年度中に新規に建設業許可を取得した事業者は20,192業者で、前年度比1,290業者(6.8%)の増加となった(図-2)。

② 廃業等

平成21年度中に建設業許可が失効した事業者は16,170業者で、前年度比▲1,086業者(▲6.3%)の減少となった。内訳としては、建設業を廃業した旨の届出を行った事業者が10,106業者(前年度比▲152業者(▲1.5%)の減少)、許可の更新手続きを行わないことにより許可が失効した事業者が6,064業者(前年度比▲934業者(▲13.3%)の減少)となっている(図-2)。

2 都道府県別許可業者数

都道府県別許可業者数は、東京都(47,496業

者。全体の9.3%)、大阪府(39,378業者。全体の7.7%)、神奈川県(28,608業者。全体の5.6%)で多く、鳥取県(2,425業者。全体の0.5%)、島根県(3,276業者。全体の0.6%)、高知県(3,348業者。全体の0.7%)で少ない(図-3)。

3 一般・特定別許可業者数

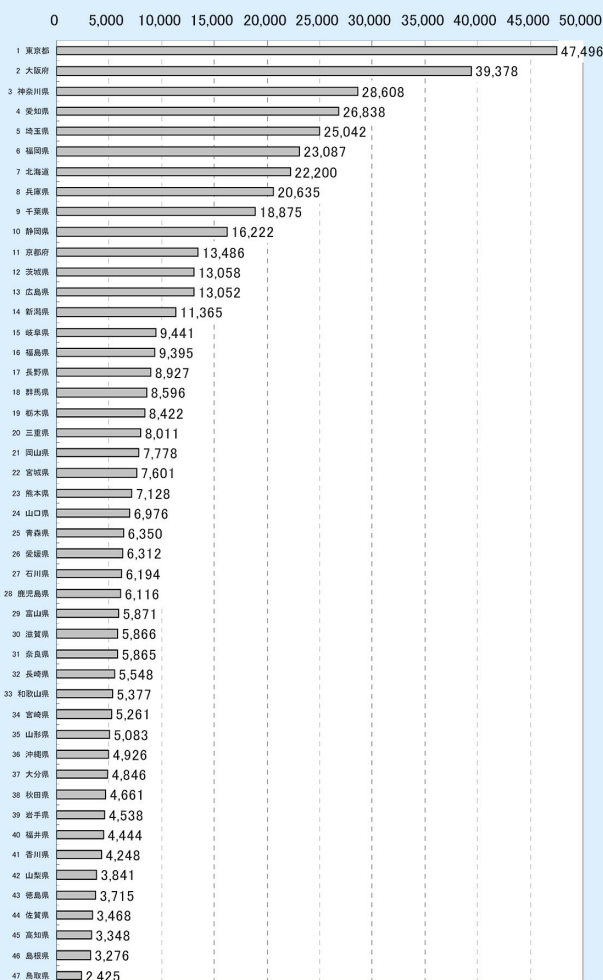
(1) 一般建設業の状況

① 前年同月比

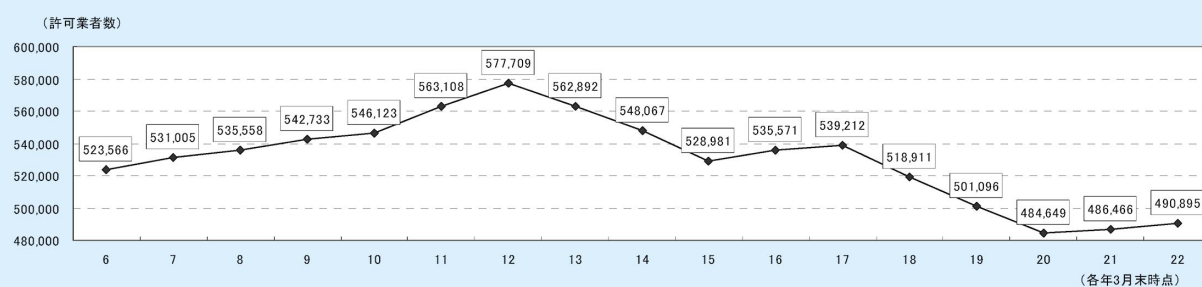
一般建設業の許可を取得している事業者は490,895業者で、前年同月比では4,429業者(0.9%)の増加となった(図-4)。

② ピーク時との比較

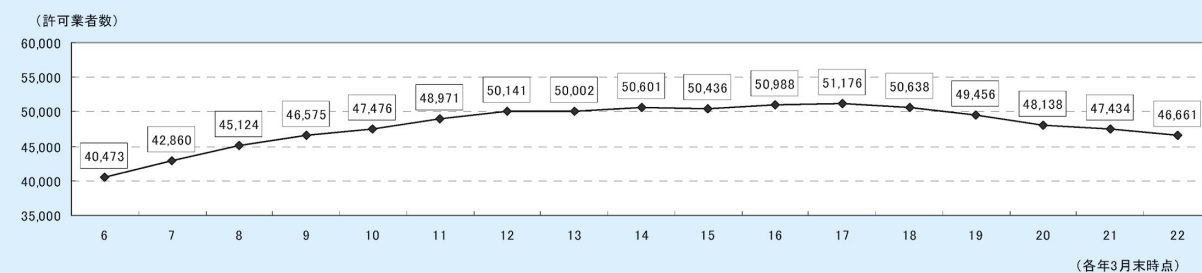
一般建設業許可業者数が最も多かった平成12年3月末時点の数と比較したところ、一般建設業の許可を取得している事業者の数は▲86,814業者(▲15.0%)の減少となっている(図-4)。



図－3 都道府県別許可業者数



図－4 一般建設業許可業者数の推移



(注) 一般建設業許可業者数と特定建設業許可業者数の和が建設業許可業者の総数と一致しないのは、例えば電気工事業については一般建設業、建築工事業については特定建設業と、一般と特定の両方の許可を取得している業者の数が重複して計上されているからである。

図－5 特定建設業許可業者数の推移

(2) 特定建設業の状況

① 前年同月比

特定建設業の許可を取得している事業者は46,661業者で、前年同月比では▲773業者（▲1.6%）の減少となった（図－5）。

② ピーク時との比較

特定建設業許可業者数が最も多かった平成17年3月末時点の数と比較したところでは、特定建設業の許可を取得している事業者の数は▲4,515業者（▲8.8%）の減少となっている（図－5）。

4 業種別許可業者数

(1) 業種別許可の総数

建設業の許可は、土木、建築等の28の業種区分が設けられている。平成22年3月末現在における業種別許可の総数は1,445,501で、前年同月比1.2%の増加となった。

(2) 業種別許可業者数

平成22年3月末現在において、許可を取得している事業者の数が多き業種は、

- ① 建築工事業（184,849業者（全体の36.0%）が取得）

- ② とび・土工工事業（163,993業者（全体の32.0%）が取得）

- ③ 土木工事業（149,020業者（全体の29.0%）が取得）

となっており、一方、取得している事業者の数が少ない業種は、

- ① 清掃施設工事業（592業者（全体の0.1%）が取得）

- ② さく井工事業（2,899業者（全体の0.6%）が取得）

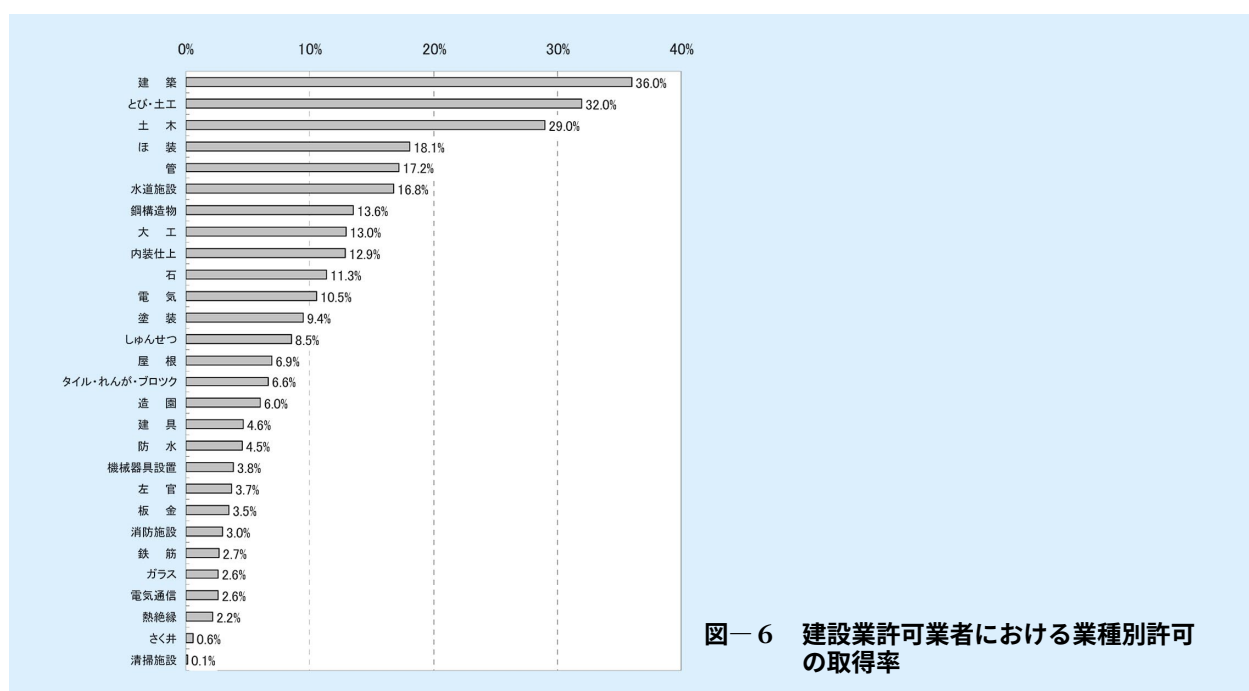
- ③ 熱絶縁工事業（11,309業者（全体の2.2%）が取得）

となっている（図－6）。

(3) 前年同月比

前年同月に比べて取得業者数が増加した許可業種は22業種となっており、増加率は熱絶縁工事業が6.3%と最も高く、以下、鉄筋工事業（5.7%）、ガラス工事業（5.2%）が続く。

また、前年同月に比べて取得業者数が減少した許可業種は6業種となっており、減少率は清掃施設工事業が▲2.6%と最も高く、以下、造園工事業（▲2.3%）、さく井工事業（▲1.4%）が続く（表－1、2）。



図－6 建設業許可業者における業種別許可の取得率

表－1 業者数が増加した許可業種

許可業種	前年同月比
熱 絶 縁	6.3% (666業者)
鉄 筋	5.7% (730業者)
ガ ラ ス	5.2% (657業者)
防 水	4.9% (1,081業者)
板 金	4.8% (821業者)
左 官	3.8% (690業者)
タイル・れんが・ブロック	3.7% (1,208業者)
屋 根	3.6% (1,236業者)
建 具	3.5% (799業者)
内装仕上	3.4% (2,194業者)
機械器具設置	3.3% (622業者)
電気通信	3.2% (405業者)
塗 装	3.0% (1,428業者)
大 工	2.9% (1,849業者)
電 気	2.5% (1,315業者)
鋼構造物	1.8% (1,199業者)
消防施設	1.2% (187業者)
石	1.2% (678業者)
とび・土工	0.8% (1,269業者)
しゅんせつ	0.8% (325業者)
管	0.5% (466業者)
建 築	0.1% (131業者)

表－2 業者数が減少した許可業種

許可業種	前年同月比
清掃施設	▲2.6% (▲16業者)
造 園	▲2.3% (▲719業者)
さ く 井	▲1.4% (▲42業者)
土 木	▲1.1% (▲1,644業者)
水道施設	▲0.4% (▲342業者)
ほ 装	▲0.2% (▲208業者)

(4) 取得業種数別業者数

1業種のための許可を受けている事業者は

263,774業者（全体の51.4%）で、複数業種の許可を受けている事業者は249,422業者（全体の48.6%）であった。複数業種の許可を受けている業者の割合は、前年同月比▲0.1ポイント減少した。



5 資本金階層別業者数

(1) 平成22年3月末現在の状況

建設業許可業者数を12の資本金階層別にみると、「資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人」が25.1%と最も多く、以下、「資本金の額が300万円以上500万円未満の法人（24.0%）」「個人（21.0%）」と続く。

個人および資本金の額が3億円*2未満の法人の数は510,217業者となっており、建設業許可業者数全体の99.4%を占めている（表－3）。

(2) 前年同月比

前年同月比では、個人および資本金の額が1,000万円未満の法人が増加傾向、資本金の額が1,000万円以上の法人が減少傾向にある（表－4）。

(3) ピーク時との比較

建設業許可業者数が最も多かった平成12年3月末時点の数と比較したところでは、「個人：▲50,307業者（▲31.8%）」「資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人：▲36,937業者（▲

表－3 資本金階層別の許可業者数、構成比、累積構成比

資本金階層の別	許可業者数	構成比	累積構成比
①個人	107,920	21.0%	21.0%
②資本金の額が200万円未満の法人	4,624	0.9%	21.9%
③資本金の額が200万円以上300万円未満の法人	1,127	0.2%	22.1%
④資本金の額が300万円以上500万円未満の法人	123,051	24.0%	46.1%
⑤資本金の額が500万円以上1,000万円未満の法人	66,657	13.0%	59.1%
⑥資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人	129,032	25.1%	84.2%
⑦資本金の額が2,000万円以上5,000万円未満の法人	63,601	12.4%	96.6%
⑧資本金の額が5,000万円以上1億円未満の法人	11,296	2.2%	98.8%
⑨資本金の額が1億円以上3億円未満の法人	2,909	0.6%	99.4%
⑩資本金の額が3億円以上10億円未満の法人	1,509	0.3%	99.7%
⑪資本金の額が10億円以上100億円未満の法人	1,086	0.2%	99.9%
⑫資本金の額が100億円以上の法人	384	0.1%	100.0%

表－4 資本金階層別の許可業者数，前年同月比

資本金階層の別	許可業者数(22年3月末)	前年同月比
①個人	107,920	1,852 (1.7%)
②資本金の額が200万円未満の法人	4,624	1,113 (31.7%)
③資本金の額が200万円以上300万円未満の法人	1,127	302 (36.6%)
④資本金の額が300万円以上500万円未満の法人	123,051	713 (0.6%)
⑤資本金の額が500万円以上1,000万円未満の法人	66,657	1,810 (2.8%)
⑥資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人	129,032	▲1,173 (▲0.9%)
⑦資本金の額が2,000万円以上5,000万円未満の法人	63,601	▲517 (▲0.8%)
⑧資本金の額が5,000万円以上1億円未満の法人	11,296	68 (0.6%)
⑨資本金の額が1億円以上3億円未満の法人	2,909	▲31 (▲1.1%)
⑩資本金の額が3億円以上10億円未満の法人	1,509	▲74 (▲4.7%)
⑪資本金の額が10億円以上100億円未満の法人	1,086	▲30 (▲2.7%)
⑫資本金の額が100億円以上の法人	384	▲11 (▲2.8%)
合 計	513,196	4,022 (0.8%)

表－5 資本金階層別の許可業者数：ピーク時（H12年3月末時点）との比較

資本金階層の別	許可業者数(22年3月末)	12年3月末時点との比較
①個人	107,920	▲50,307 (▲31.8%)
②資本金の額が200万円未満の法人	4,624	3,899 (537.8%)
③資本金の額が200万円以上300万円未満の法人	1,127	860 (322.1%)
④資本金の額が300万円以上500万円未満の法人	123,051	▲8,033 (▲6.1%)
⑤資本金の額が500万円以上1,000万円未満の法人	66,657	2,465 (3.8%)
⑥資本金の額が1,000万円以上2,000万円未満の法人	129,032	▲36,937 (▲22.3%)
⑦資本金の額が2,000万円以上5,000万円未満の法人	63,601	▲361 (▲0.6%)
⑧資本金の額が5,000万円以上1億円未満の法人	11,296	1,166 (11.5%)
⑨資本金の額が1億円以上10億円未満の法人	4,418	▲378 (▲7.9%)
⑩資本金の額が10億円以上の法人	1,470	▲158 (▲9.7%)
合 計	513,196	▲87,784 (▲14.6%)

22.3%)」の階層で、業者数の減少が顕著となっている（表－5）。



6 兼業業者数

建設業以外の営業を行っているいわゆる兼業業者は127,387業者で、前年同月比1,560業者（1.2%）増加し、兼業業者が全体に占める割合は24.8%となり、前年同月比で0.1ポイント上昇した。

大臣許可業者・知事許可業者別では、兼業業者は、大臣許可業者が6,715業者（兼業率68.7%）、知事許可業者が120,672業者（同24.0%）となっており、兼業率は大臣許可業者が圧倒的に高い。

また、一般建設業と特定建設業の別では、兼業

業者は、一般建設業が117,180業者（兼業率23.9%）、特定建設業が20,327業者（同43.6%）となっており、兼業率は特定建設業の方が高い。

＊1 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けて建設業を営む者の数。二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業の営業を行う場合は国土交通大臣の許可を、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて建設業の営業を行う場合は当該都道府県知事の許可を取得する。

＊2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）では、建設業を主たる事業として営む者について、資本金の額が3億円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人を中小企業者としている。